

写

帶人事第215号
令和4年11月11日

帯広市監査委員 川端洋之様
同 秋田勝利様
同 大竹口武光様

帯広市長 米沢則寿
(総務部組織人事室人事課担当)

監査の結果に対する措置の通知について

令和4年7月27日付帯監査第50号において提出のありました監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知いたします。



上期定期監査指摘	措置状況
<p>収入及び支出事務等の全般について監査した結果、事務処理はおおむね適正に行われていることを確認しました。</p> <p>しかしながら、監査の結果に記載のとおり、重点項目として監査した徴収事務及び滞納整理事務に関し、行政手続制度において定められた手續がなされていない事例が見受けられました。</p> <p>徴収事務及び滞納整理事務は、市民の財産に直接的に影響を及ぼすものであり、その事務手續は、誤りのないよう細心の注意を払いながら進めることができるので、事務の基本となる法令等の理解の促進を図りながら、より一層、適正な事務執行の確保に努められることを求めます。</p> <p>今後におかれましては、今回の監査結果等を全庁的な課題とし、改善に取り組まれることを期待いたします。</p>	<p>今回の定期監査においては、収入及び支出事務について、全体としてはおおむね適正に処理されていると評価されたところですが、重点項目とされた「徴収事務及び滞納整理事務」に関して、納入通知書や督促状の記載事項に対する不備が指摘されたほか、個別の事務に関して、過去の定期監査において指摘がされていたにもかかわらず、未改善となっている事例に対する指摘等があったところです。</p> <p>今後は収入・支出事務の適正化に向け、重点項目や繰り返し指摘を受けている事例を中心に改善措置を講じていくほか、過年度の指摘内容や措置状況の組織内での共有を進め、事務の基本となる法令等の習熟を図ります。</p>